

学校だより

2018(平成 30)年度第 24 号

福井中通信



2019(平成 31)年 2 月 19 日

発行責任者 杉本 良



福井中学校校訓

少しずつ、確実に、春が近づいています



校庭の紅梅やパンジーだけでなく、福井の町を囲む山々の緑が少しずつ鮮やかになってきています。福井川の堤防には、枯れたススキに代わって緑の雑草が顔を出しています。ところどころに水仙の花を見つくと、確実に春が近づいていることを実感します。

春の足音とともに、高専の推薦入試や高校特色選抜入試で、一足早く喜びの春をつかんだ子もいます。今日から、一般選抜入試の出願が始まりました。今、正に追い込みを掛けている3年生全員に笑顔の春が訪れるまで、私たち福井中教職員一丸となって支援し続けます。入試は団体戦、皆で力を合わせ全員の春を迎えましょう。

県中学新人駅伝 (2/11 鳴門ポカスエットスタジアム)

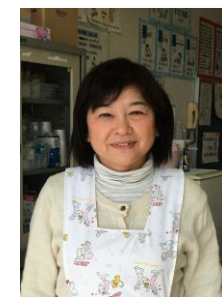
あられも小雪も混ざりながら落ちてくる冷たい雨の中、先ほど鳴門で行われた県中学校新人駅伝大会。この日をめざして、ずっと走り込みを続けてきた子どもたち。かなりの寒さでしたが、本校の子どもたちは皆、声を張り上げて応援する者全ての胸を打つ激走でした。まず女子。47チームが出場し、濡れた路面で滑って転倒しないよう慎重な走り出しでした。1区から最終5区まで安定したたすきリレーで28位という結果でした。子どもたちは、自己ベストに遠く及ばず、本来の走りではなかったことを悔しがっていました。男子は53チームが出場。1区のスタート直後は、女子以上の混戦状態。初め中位を維持していたのが、次第に順位を下げ、最終的に47位でゴールしました。優勝したチームとはかなりの差がつかれましたが、最後まであきらめることなく懸命に走り続けたさわやかな走りっぷりに、大きな拍手が送られていました。これで、新人駅伝大会は終わりました。次は、市新人駅伝大会。今からまだ先のことですが、皆が励まし合ってさらに上をめざして、地道な練習を続けて欲しい。福井中の子どもたちなら、きっとやり遂げてくれると信じています。



がんばれ受験生!

後藤さゆみ養護助教諭が着任しました。

4月から子どもたちの健康と安全を守ってくれていた佐藤今日子養護助教諭が、出産に備えて今月8日より休みを取ることになりました。代わりに後藤さゆみ養護助教諭が、着任しました。後藤先生は、埼玉県でずっと高校の養護教諭をされておられた方で、この度ご家庭の都合で一時的に阿南市へ帰ってこられました。このことがご縁で、本校に着任の運びとなりました。佐藤先生が休みに入っても「保健室に先生が不在」ということもなく、子どもたちは安心して学校生活を送ってくれることと期待しています。



PTA 総会、たくさんの方のご出席をお待ちしています。

今週 22 日(金)に PTA 会計監査と新旧役員会、来週 28 日(木)には平成 31 年度の PTA 総会が開かれます。PTA 役員会や行事等の度、感心するのが保護者の皆さんの出席率の高さです。市内中学校全ての中で最も高い出席率だと確信しています。夜分のことで、大変お忙しい時間帯ではございますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本校は、前年度中に次年度の PTA 役員が決まり、PTA 総会が開かれ、新年度開始早々から新組織での活動がスムーズに始められます。この仕組みは、これまでの PTA 役員の方々が、知恵を絞って工夫を重ねてこられた結果だと思います。他校ではあまり見かけない仕組みですが、何より保護者の皆様の本校に対する期待の表れと受け止めたいと思います。

PTA の事務局業務を一身に担ってくれている加賀谷教頭先生が、茨城県つくば市の2週間に渡る研修を終えて帰ってきてくれました。加賀谷教頭先生は、早朝より生徒の登校前から運動場の清掃作業や給食搬入口の解錠、校門での生徒の出迎え等を行ってくれています。業務を代わって初めてその業務の重要性や苦勞を知ることがあります。今回は正にそれでした。普段の加賀谷教頭先生の存在がいかにありがたいか、実感した次第です。

2月～3月の行事予定

度の過ぎたいはずら？

主にファストフード店の従業員やアルバイトの人が、ふざけ半分で投稿した動画が、インターネット上で大問題、いわゆる炎上状態となっています。本人たちは、軽いいたずらのつもりだったのかもしれませんが、雇用主から解雇されただけでなく、損害賠償請求まで起こされそうな様子。請求額によっては、いたずらでは済まされない事態になっているようです。

皆様のご意見、ご要望、ご不明の点等ご遠慮なくお寄せください。

☎ 34-2234

Email: fukuijh@mh.pikara.ne.jp

2/19	(火)	一般選抜入試願書受付～20日まで 3年学年末テスト スクールカウンセラー
20	(水)	学校安全の日 3年学年末テスト
22	(金)	PTA 会計監査 PTA 新旧役員会
26	(火)	一般選抜入試志願変更～28日 スクールカウンセラー
28	(木)	PTA 総会 19:30～
3/3	(日)	家庭人権学習の日
4	(月)	1・2年学年末テスト～6日
5	(火)	公立高校一般選抜学力
6	(水)	公立高校一般選抜面接
7	(木)	3年修了証書授与式
8	(金)	卒業証書授与式
22	(金)	修了式・離任式

阿南市人権教育研究大会 (2/2)

今月2日(土)に行われた市人権教育研究大会、保護者の皆様にもご参加頂きました。全体会で、部落解放・人権教育研究所長 谷川雅彦氏より「プロローグ～差別解消のための3つの法律～」と題して講演がありました。その概要をまとめてみました。

1 差別解消推進法の成立とその背景

(1) 障害者差別解消法の成立とその背景

- ① 変わらない障がい者への社会の無理解や差別、偏見がある
- ② 千葉県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 (2006年)
- ③ 障害者の権利条約採択 (2006年)
- ④ 障害者制度改革推進本部・障害者制度改革推進会議 (2009年)
- ⑤ 障害者基本法の改正 (2011年)
- ⑥ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013年) 施行 (2016年)
- ⑦ 障害者の権利条約批准・発効 (2014)

(2) ヘイトスピーチ解消法の成立とその背景

- ① 京都朝鮮学校襲撃事件 (2009)
- ② 徳島県教職員組合襲撃事件 (2010)
- ③ ヘイトスピーチデモの多発 (3年6ヶ月で1152件発生)
- ④ 京都地裁判決、大阪高裁棄却、最高裁棄却 (2014)

(3) 部落差別解消法の成立とその背景

- ① 同和対策審議会答申から半世紀を経ても解消しない部落差別
- ② インターネットの普及と部落差別のエスカレート
- ③ 「部落地名総監」のネット販売予約 (2016年2月)

(4) 差別解消3法を実現した共通する要因

- ① 法制定を求める当事者を中心とする運動の存在
- ② 法制定の根拠となる国際人権潮流
- ③ 法制定に取り組む政治家の存在

2 差別解消3法の概要

(1) 障害差別解消法の概要 改正障害者基本法第1条, 4条

- ① 「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく」
- ② 「社会的障壁の除去」

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第7条, 第8条

- ① 不当な差別扱いの禁止 (行政も事業者も法的義務)
- ② 合理的配慮の提供 (行政は義務, 事業者は努力義務)

(3) 障害者差別解消法の問題点

- ① 事業者の合理的配慮の提供は努力義務にとどまっている。
- ② 差別の定義がなく, 差別被害の救済がない

3 ヘイトスピーチ解消法の概要

(1) 前文・第1条

- ① 在日外国人に対する差別的言動が多大な苦難と地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。「このような不当な差別はあってはならず」「国際社会における我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない」
- ② 差別的言動の解消が喫緊の課題

(2) ヘイトスピーチ解消法のいくつかの問題点

- ① 対象者を適法に居住する者に限定
- ② 被差別部落, 沖縄, アイヌなどを対象から除外
- ③ ヘイトスピーチの禁止規定がない

4 部落差別解消法

(1) 第1条 (目的)

「現在もなお部落差別が現存する。差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする。」

- ① 「国は差別解消に関する施策を講ずる責務」「地方公共団体は、地域の実情に応じた施策を講ずる努力義務」

(2) 部落差別解消法の問題

- ① 部落差別の定義, 禁止規定がない。
- ② 部落差別被害者の救済規程がない。

5 差別解消3法施行後の成果と課題

(1) 障害者差別

- ① バリアフリー法改正 (2018年5月)

(2) ヘイトスピーチ

- ① 大阪市「条例制定」、京都地検ヘイトスピーチを刑事事件として、名誉毀損罪を適用 (2018年4月)
- ② 大阪北部地震発生後のSNSデマ, 差別扇動発生

(3) 部落差別

- ① 法務省実態調査の実施検討
- ② 全国の自治体に部落差別解消推進条例制定の動き
- ③ インターネット上の差別のモニタリング実施の動き
- ④ インターネット上の「部落地名総監」放置は未解決

6 私たちの課題

(1) 何よりも法律の周知が大切 (バニラエアの車いすユーザー搭乗拒否)

(2) 法律を具体化する不断の努力 (健康増進法, LGBT)

(3) 「私には関係ない」「私は差別しません」という考え方で差別はなくなる。

(4) 医学モデルと社会モデルの考え方。変えるべき, 変わるべきものは何かを意識する。

(5) 差別解消法は、私たちの人権意識を問うている。

講演を拝聴しての感想

講師の谷川さんが最後に述べられた「差別解消法は、私たちの人権意識を問うている」という言葉に、私は正にその通りだと思う反面、ただ人と人が対等に向き合うだけのことなのに、法律がなければできないものなのかと残念な思いもしました。確かに、誰もが住み心地の良い社会であるかどうかは、私たち一人一人の意識に左右されます。やはりこの3つの法律により、誰もが住みよい社会の実現を願う私たちの本気度が、試されているのではないのでしょうか。